

被扶養者の認定要件が緩和されます

組合員の兄弟の被扶養者認定要件については、これまでは生計維持関係に加えて「同一世帯に属すること」が要件になっていましたが、平成28年10月以降は「同一世帯に属すること」の要件が撤廃されます。

被扶養者とは 本組合の短期給付は、組合員が病気やケガをしたとき、出産したとき、亡くなったときなどに保険給付が行われますが、組合員が扶養する家族（被扶養者）にも保険給付が行われます。ただし、家族であれば必ず被扶養者になれるわけではなく、下記の要件に該当し、共済組合から認定を受ける必要があります。

被扶養者として認められる人

主として組合員の収入によって生計を維持されている次の人は、組合員の被扶養者として認められ、組合員被扶養者証が交付されます。なお、後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の person 又は 65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた人）である人又は後期高齢者医療制度の被保険者である組合員の被扶養者は除きます。

- ① 組合員の配偶者（内縁関係を含む）・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
- ② ①以外で組合員と同一世帯に属する3親等内の親族
- ③ 組合員と同一世帯に属する内縁関係にある配偶者の父母及び子（配偶者の死亡後も同じ）

被扶養者として認められない人

- ① 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は、船員保険の被保険者である人
- ② その人について、組合員以外の人から地方公共団体・国その他（会社等）から扶養手当又は、これに相当する手当を受けている場合
- ③ 年額130万円以上の恒常的な収入のある人。ただし、その収入の全部又は一部が公的な年金給付のうち障害を支給事由とする年金の場合又は60歳以上の人であって、その収入の全部又は一部が公的年金等に係る収入である場合は、年額180万円以上の恒常的な収入のある人
- ④ その人について、組合員が他の人と共同して扶養しているときで、収入面や続柄等から、組合員が主たる扶養者でない場合
- ⑤ その人と別居している場合であって、仕送りに係る援助方法及び援助額が認定基準を満たしていない場合

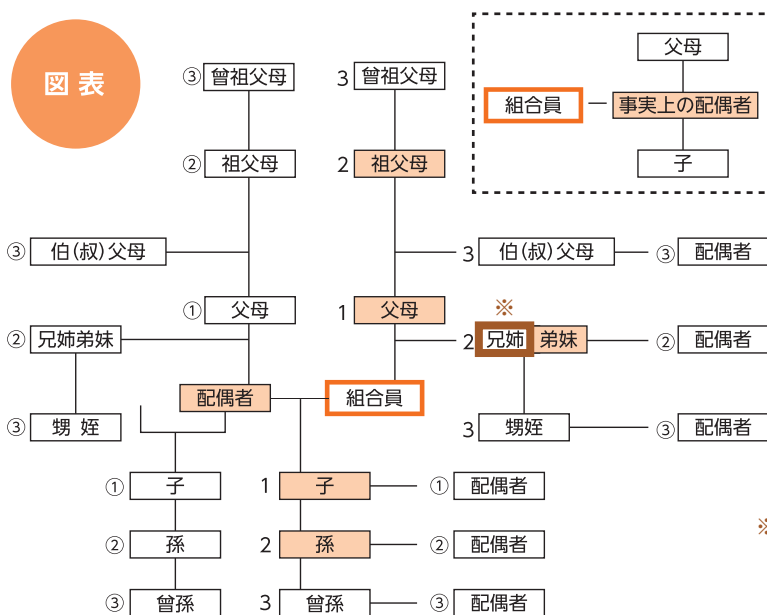
※その他詳しい認定基準については、共済組合にご確認ください。

1 三親等内の親族と図表

- 1～3 … 三親等内の血族親等
①～③ … 三親等内の姻族親等

2 被扶養者の範囲と図表

- の者 … 組合員の配偶者（内縁関係を含む）・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
□ の者 … ■ の者以外で組合員と同一世帯に属する3親等内の親族
⋯ 枠 の者 … 組合員と同一世帯に属する内縁関係にある配偶者の父母及び子（配偶者の死亡後も同じ）



※平成28年10月から兄弟の「同一世帯に属すること」の要件は撤廃。



一度認定されても、その後の収入や家族構成が変化し、被扶養者の要件を満たさなくなった場合は、被扶養者の資格取消しの届出が必要となります。また、共済組合では、被扶養者の資格の再確認（検認）を定期的に行っております。